

倫 理 規 程

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターは（以下、センターという）は、定款第3条に規定する目的に従い、重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（基本的人権の尊重）

第2条 センターは、社員の基本的人権を尊重し、人種・国籍・思想信条・宗教・心身障害、年齢、性別、配偶者の有無その他の業務遂行と関係のない理由による社員の処遇の差別は一切行わない。

（個性と能力を活かせる職場の形成）

第3条 センターは、社員一人ひとりが個性と意欲と能力を最大限に発揮できる職場作りに勤める。

（行動の原則）

第4条 センターは、活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動する。

（反社会的勢力との関係）

第5条 センターは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与しない。

（役員・役職者の責務）

第6条 役員および役職者は、この規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底しなければならない。

（私的利益の禁止）

第7条 役員および役職者は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の禁止事項）

第8条 役員および役職者は、業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁止する。

2 役員および役職者は、業務を行うに当たり、理事、社員、当法人のその他関係者あるいは実行団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁止する。

3 利益相反の防止を目的として、当法人からの助成又は貸付を受ける実行団体及び業務を行う団体の理事、社員、その他意思決定へ関与する権限を有する者の当法人への関与を禁止する。

4 役員および役職者は、その他の利益相反行為を禁止する。

(利益相反の自己申告)

第9条 役員および役職者は、就任または採用時並びに新たに利益相反状態となった場合に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

(利益相反等の防止及び開示)

第10条 役員および役職者は、その職務の執行に際し、法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示およびその内容の確認その他法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第11条 センターは、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第12条 センターは、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第13条 センターの役職員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(特別委員会の設置)

第14条 センターは、倫理規程の遵守を確保するため、特別委員会を設置する。

2 この規程で定める委員会は、事務局長をその長とする。

3 倫理上の問題について、センターに対して訴え等があった場合又は事務局長の判断により、特別委員会を開催する。

4 特別委員会の委員長以外の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

(委員会の権能)

第15条 特別委員会の権能

1 特別委員会は、倫理上の問題について、その背景、影響、対応策等を審議し、問題の対応方針及び必要に応じて関係者の処分についての意見を付して、理事会へ報告するものとする。

2 特別委員会は、必要に応じて、関係者の意見聴取を行うことができるものとする。

3 特別委員会が、不利益処分を課すことを理事会へ報告する場合には、該当者の文書もしくは口頭による弁明の機会又は意見陳述の機会を設けるものとする。

4 特別委員会の審議結果は、委員の全会一致で決定するものとする。

(委員会の開催)

第16条 特別委員会の開催

- 1 特別委員会は、委員長が召集して開催する。
- 2 特別委員会は、原則として全員の委員が出席して開催するものとする。
- 3 特別委員会は、委員が出席して開催することが困難な場合には、テレビ・ビデオ会議等の電子媒体又は書面による審議により開催することができるものとする。

(安全・衛生対策)

第17条 センターは、利用者様および社員の安全と健康を確保するために、建築物・設備等について、可能な限り必要な安全・衛生対策を講じる。

(環境問題への取り組み)

第18条 センターは、環境問題の重要性を認識し、資源の有効活用・資源のリサイクル・省エネルギーなどに積極的に取り組む。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付則

この規程は、2026年5月20日から施行する。